

東電ガスととくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約新旧対照表(2020年12月1日実施)

改定前 (旧)			改定後 (新)		
第5条 (立替払と支払い請求) 1～2 (略) 3 お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料) の支払いを要します。			第5条 (立替払と支払い請求) 1～2 (略) 3 お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) の支払いを要します。		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円
(6) (略)					
			第9条 (収納手数料の負担等) お客さま等が支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。		
第9条 (本サービス利用契約の解約等) 第10条 (当社が行う本サービス利用契約の解約等) 第11条 (本サービスの終了時の措置及び精算) 第12条 (免責) 第13条 (権利・義務譲渡の禁止) 第14条 (お客さま等に係る情報の利用) 第15条 (協議事項) 第16条 (管轄裁判所)			第10条 (本サービス利用契約の解約等) 第11条 (当社が行う本サービス利用契約の解約等) 第12条 (本サービスの終了時の措置及び精算) 第13条 (免責) 第14条 (権利・義務譲渡の禁止) 第15条 (お客さま等に係る情報の利用) 第16条 (協議事項) 第17条 (管轄裁判所)		
附則 1. 実施期日			附則 1. 実施期日		

本規約は、2020年4月1日から実施します。

本規約は、2020年12月1日から実施します。